

感染症の予防及びまん延防止の ための指針



一般社団法人由利本荘医師会
医師会居宅介護支援センター

1. 総則

一般社団法人由利本荘医師会 医師会居宅介護支援センター(以下「事業所」)は、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延防止のための指針を定め、職員が感染症対策について理解し、平常時の対策及び発生時の感染拡大防止等の対応の方針を由利本荘医師会病院とともに共有する。

2.体制

(1)院内感染防止対策委員会の設置

①目的

事業所内や事業所が設置されている院内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する「院内感染防止対策委員会」を設置する。

②院内感染防止対策委員会の構成

院内感染防止対策委員会は次に掲げる者で構成する。

- ・院長(院内全体の管理責任者)
- ・感染防止対策担当医師(感染防止対策委員会委員長)
- ・感染防止対策担当医師
- ・病院事務局長
- ・総看護師長
- ・介護医療院看護師長
- ・薬局長
- ・栄養科技師長
- ・臨床検査技師長
- ・リハビリテーション科技師長
- ・診療放射線技師長
- ・施設係長
- ・居宅介護支援センター管理者
- ・訪問看護ステーション管理者

③院内感染防止対策担当者は各部門の長とし、事業所内の感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成する。

④感染防止対策委員会の開催

院内全体で毎月開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

⑤感染防止対策委員会の業務

- ・事業所内の感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成・見直し
- ・事業所内感染防止対策に関する、職員への研修の企画及び実施

- ・利用者、職員の健康状態の把握
- ・感染防止対策に関する情報の収集、全職員への周知
- ・感染症発生時の対応と報告

(2) 研修・訓練の実施

全職員に対し、感染防止対策の基本的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、衛生管理の徹底やまん延防止を目的とした感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を下記の通り実施する。

① 新規採用時に対する研修

新規採用時に感染防止対策に関する研修を行う。

② 全職員を対象にした定期研修や訓練

全職員を対象に感染防止対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。また、事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

3. 平常時の対策

(1) 事業所内の衛生管理

- ・事業所内のドアノブなどをアルコール除菌クロスで定期的に消毒を行う。
- ・院内のドアノブなどをアルコール除菌クロスで定期的に消毒を行う。

(2) 日常の感染対策

- ・標準予防策を徹底し、常に感染防止に努める。
- ・利用者宅を訪問するときは利用者宅の衛生状況を把握し、必要に応じて助言を行う。
- ・健康状態の異常症状を確認したときはすみやかに家族や主治医、関係機関と連携を図る。

4. 感染症発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合はすみやかに感染防止対策委員長に報告する。
- (2) 感染拡大を防止するため、感染症防止対策マニュアルに沿った感染防止対策を講じる。

5. 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。